

広島県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）（第五十条の二の規定）によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桑原歯科医院	尾道市向島町五七六番地一三	平成三〇年四月三〇日
エトワール西条病院	東広島市西条町寺家七四一番地	平成三〇年五月三一日